

議会運営委員会

日 時 令和2年7月13日（月） 午前10時～
場 所 全員協議会室

1 議会基本条例の検証及び見直しについて

（1）検証の方法、進め方及び実施スケジュールの確認

（2）検証の実施

- ・第2章 議会及び議員の活動原則（第5条の2）
- ・第3章 市民と議会の関係（第6条・第7条）
- ・第4章 議会と市長等の関係（第8条―第10条の3）
- ・第5章 議会の機能の強化（第11条・第12条）

2 その他

- （1）スマート議会について
- （2）わがまちトークアンケートについて
- （3）意見書について（総務文教常任委員会）
- （4）要望書について（桂川・支川対策特別委員会）
- （5）次回開催日時

8月5日（水）午前10時～

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第1章	目的 総則	第1条	この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。（H30一部改正）			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		第2条	議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
第2章	議会及び議員の活動原則	第3条	議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。					
			(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			(2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			(3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。		①伸び伸びと意見を言える環境・雰囲気づくり。前例にとらわれず、新しいニーズを取り入れる。論点・争点をもっと明らかにする。〔緑風会〕	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			(4) 市政への市民参加を推進すること。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			(5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。		①各議員が市長等とコミュニケーションをとる。自覚、認識というか、信念をつらぬく。市民の意見をしっかり聞いて、的確に市長等に伝える。〔緑風会〕	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議員の活動原則	第4条	議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。					
			(1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			(3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。（H30一部改正）			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		第5条	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	【運用基準2】会派の役割を明確化		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	会派		2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。					

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
	政策研究会	第5条の2	議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。	【運用基準2の2】政策研究会の要件等、調査活動形態 ・政策研究会を基本条例に規定(H28) H26:4名(児童虐待及びいじめ防止基本条例) H27:5名(農林観光政策) (※第14条の3にも記載)	①政策研究会のあり方、結成方法などを確認し、場合によっては見直すべき。〔新清流会〕	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。					
第3章 市民と議会の関係	市民参加及び市民との連携	第6条	議会は、会議を原則公開とする。	【運用基準3】公式な会議の全てを公開対象 ・委員会傍聴を許可制から届出制に改正(委員会条例)		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。	【運用基準3】傍聴者への資料提供 ・本会議のライブ中継・録画配信(H21.12～) ・議会報告会の開催(※第7条にも記載) ・土曜議会開催(H22.3・H24.3代表、H25.3個人) ・議案の賛否状況の公開 ・委員会記録・資料の公開(H23.9～) ・議会だよりの充実(H24.4～16P改編) ・一般質問通告の具体化(H24.6～) ・予算・決算審査の録画配信(H25.9～) ・会議録検索システムの公開・機能性向上 ・フェイスブックによる情報発信(H26.4～) ・傍聴規則の改正(H27.1)→筆記のためのPC利用等、現状に即して見直し ・議長記者会見の実施(H27) ・議会バックボードの作成(H27) ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応(H29) (※第16条にも記載)	①常任委員会のライブ中継・録画配信の実施。〔新清流会〕 ②YouTubeほか、委員会のネット配信。〔緑風会〕 ③記者会見のバックボードがいつも同じ。旬のものを掲載する。記者会見時には、コマーシャルを行う。〔緑風会〕 ④タブレット端末とWi-Fi環境の整備。〔公明党議員団〕	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。	・参考人制度の活用 H25:4回(常任委員会・決算特別) H26:4回(常任委員会・議運・決算特別) H28:1回(常任委員会) H30:1回(常任委員会)	①一部ではできているが、参考人制度の活用ができていない。利害関係者や学識経験者を活用し、意見を積極的に取り入れていく。時には専門家を連れて議論していく。〔緑風会〕	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。	【運用基準4】会議における請願者等の意見陳述機会を制度化(手続きを規定) H27:5回、H28:2回、H29:5回、H30:7回、R1:6回		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。	・意見交換会(わがまちトーク、委員会の意見交換会)等の開催(第7条に記載) ・議員団研修の公開 ・議場の多目的活用(亀岡祭くじ取り式等) ・定数、報酬のパブコメ実施等(H26) ・子ども議会、高校生議会、中学生議会を実施(H27、H28、H30)		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
		第7条	議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする。（H30一部改正）	・各定例会後に議会報告会を開催（H22.11～H25.11） ・各定例会後に議会報告＆わがまちトークを開催（H25.5～H28.2） ・3月、9月定例会後に議会報告会を開催（H28.4～H29.10） ※議会報告会を「毎年開催するものとする」を「行うものとする」に改正（H30）	①議会報告会が開催されていない状態が続いているが、議会報告とそれをもとにした市民との意見交換や広聴活動は必要であり、改善が求められる。わがまちトーク（自治会版）は、ある程度形になってきたが、団体やテーマごとのものが未開催が続き、対策が必要。 〔共産党議員団〕	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。	【運用基準5】意見交換会の実施フロー ・委員会の意見交換会の開催 H27：2回（NPO子育てネットワーク、観光協会） H28：1回（商店街連盟） H29：2回（体験型子ども食堂、商工業団体） H30：2回（京都府2回） R1：4回（タクシー事業者、観光協会、監査委員事務局、京都府） ・わがまちトーク（テーマ別）の開催 H27：1回（NPO団体） ・わがまちトーク（自治会版）の開催 H28：5回、H29：4回、H30：7回、R1：回 ・わがまちトーク（各種団体版）の開催 H29：1回（成人式実行委員会）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
第4章 議会と市長等の関係	議員と市長等の関係	第8条	議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。					
			(1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。	・質問通告書様式変更（具体化）（H24.6～） ・一問一答制の導入（個人質問）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。	【運用基準6】反問権の拡大（制限の撤廃）により、目的・手続きを明確化		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議会審議における論点の明確化	第9条	議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 提案の理由及び経緯 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3) 市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 政策等の実施に係る財源措置 (6) 将来にわたる政策等のコスト計算			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。	【運用基準7】予算、決算審査時の説明資料 ・予算「一般会計当初予算案施策の概要」 ・決算「主要施策報告書」	①質疑時間の確保と充実を図るため、予算審査資料等を充実すべき。（細かな説明を省くための資料提出が必要）〔新清流会〕	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
関係	政策執行に対する評価	第10条	議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。（H30一部改正）	【運用基準8】事務事業評価を発展して対応	①事務事業評価のあり方、具体的な改善（項目と評価方法等）について、引き続き論議が必要。〔共産党議員団〕	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	文書による質問	第10条の2	議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。	【運用基準10】文書質問の手続きを規定 ・通年議会実施にあわせ改正（H30） H24：2回、H25：2回、H26：1回、H27：1回、H28：1回	①通年議会となってどのように取り扱うのか。会期中の取り扱いについて、再確認する必要がある。〔新清流会〕	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	決議等への対応	第10条の3	議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。	【運用基準11】決議（附帯決議）・請願への対応義務付け（条例改正で追加） H28：1回（請願：私立幼稚園就園補助金） H30：1回（附帯決議：一般会計決算） R1：1回（附帯決議：一般会計決算） R2：2回（附帯決議：一般会計予算、プラスチック製レジ袋条例）	①今回もそうだが、附帯決議を平気で反故にしてくるような状況があり、懸念している。〔共産党議員団〕	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
第5章 議会の機能の強化	96・2議決事項	第11条	地方自治法第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。	【運用基準9】議決事項を拡大するときは理事者と協議し、十分な準備期間を与える ・議決事項追加（H22） →総合計画の基本構想及び基本計画（H28特別委員会設置による審査を実施）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	調査機関の設置	第12条	議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	【運用基準12】調査機関の設置は、議決の後要綱を定めて運営する。（事例なし）	①設置することができるという規定に課題はないが、具体的に生かし切れていない。事例がないままでよいのか。〔共産党議員団〕	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。					
	定例会の回数及び会期	第13条	定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。 2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。	・常任委員会審査の原則別日開催 ・通年議会の導入（H30）		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第6章	議員間の自由討議	第14条	議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。	【運用基準13】委員間討議の実施目的、審査順序及び討議方法を明確化(H28)		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。	政策研究会 H26:4名(児童虐待及びいじめ防止基本条例) H27:5名(農林観光政策) 環境厚生常任委員会 H29(子どもの貧困について政策提言) 総務文教常任委員会、産業建設常任委員会 R2(新型コロナ対策について政策提言)		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	委員会の活動	第15条	委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。	・常任委員会の月例開催 ・監査委員の常任委員就任		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	広報広聴の充実	第16条	議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。	【運用基準14】広報広聴を所管する組織の設置等 ・広報広聴特別委員会の設置(H23～) ・広報広聴会議の設置(H25～) ・ソーシャルメディア運用方針、運用ガイドラインの策定、フェイスブックの開設(H26.4～) ・無料アプリ「マチイロ」(i広報紙)の運用開始(H28～) ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応(H29～)	①Instagram等、ソーシャルメディアを活用する。[緑風会] ②タブレット端末を活用する。[緑風会] ③インターネット回線の整備。[緑風会] ④議会だよりの紙面改革は他市からも注目されるようになった。(新しい取組ではないが)地道にやっている。[共産党議員団]	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議員研修の充実	第17条	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	【運用基準15】議員団の主催により行う。加えて府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加 ・議員の紹介又は提案等により講師を招へい	①研修機会のあり方を検討すべき。年3回でよいのか。予算面も含め、どう充実させていくのか。[新清流会] ②講師の招へいが、一部の議員の提案で先に決まっていて、議会運営委員会や幹事会でちゃんと諮られていない。[共産党議員団]	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議会事務局	第18条	議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。		①条例制定の充実。専門家を入れて学習・活用。[緑風会]	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。		①条例の制定を行う上での整備ができていない。京都府、市町村議長会で専門的な人材を紹介してもらい活用していく。コミュニケーションをとる。[緑風会]	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	議員の政治倫理	第19条	議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。	・政治倫理条例の制定(H20.3)		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。					

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第7章 議員の政治倫理及び待遇等	議員定数	第20条	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。	・議員定数の検討(H26)→定数2人削減	①議員定数を削減したことの有効性が見出せない。検証もされていない。いろいろな地域・年代層から、二元代表制の一翼を担う市議会議員を選出しようという機運が高まるよう、定数や報酬は維持・向上されなければならない。〔共産党議員団〕	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		2	議員定数は、別に条例で定める。					
	議員報酬	第21条	議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。	・議員報酬の検討(H26)→現行維持 ・実費相当分に係る費用弁償の復活(H28) ・期末手当の減額(R2)		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
		2	議員報酬は、別に条例で定める。					
	政務活動費	第22条	政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。					
			2 政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。	・政務活動費運用基準に沿った運用	①政務活動費は増額の検討を要する。〔会派に属さない議員〕 ②政務活動費の通信費（インターネット使用料）の負担割合について検討。	☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
			3 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。	【運用基準16】政務活動費収支報告書の公開		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
第8章 最高規範性及び検証等	最高規範性	第23条	この条例は、議会における最高規範である。			☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他
	条例の検証及び見直し	第24条	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	【運用基準17】任期中間年及び最終年に議運で実施 (前回：H30.6～12(任期最終年に実施))		☐ A：達成 ☐ B：一部達成 ☐ C：未達成 ☐ 対象外		☐ 継続 ☐ 取組検討 ☐ 条項改正 ☐ その他

・災害時等のマニュアルは整備されているが、その根拠が基本条例に見当たらない。
〔新清流会〕

事務事業評価表に対する協議内容（R元年度）

（１）評価の視点

- ・区分は「３．効率性」と「４．費用対効果」をまとめ「効率性・費用対効果」とし、「コストは効率的で費用対効果は高いか」とする。
（従来の５つの区分から４つの区分へ。）

（２）評価方法

- ・数字ではっきりとした方がわかりやすい。
- ・できるだけ小さい数字にするのがよい。
- ・５点までの点数方式とする。

（３）事業選定のルール

- ・（基本的には）事業を深く評価するために、ピックアップして選定することとするが、すべてこのようにする必要はない。

議会基本条例運用基準

2 の 2 政策研究会

条例第 5 条の 2 に規定する政策研究会の運用は、次の各号に定めるところによる。

(1) 政策研究会の所掌事項は、次のとおりとする。

①政策的条例案の策定に関すること。

②市長その他の執行機関に対する政策提言に関すること。

(2) 政策研究会を結成しようとするときは、同一の会派に属しない 3 人以上の議員が政策研究のテーマと期間を設定して、幹事会を通じて参加する議員を呼びかけるものとし、賛同する議員により結成するものとする。

(3) 政策研究会を結成したときは、その代表者は、政策研究会結成届により、議長にその旨を届け出なければならない。

(4) 議長は、前号の届出を受けた時は、その内容を市民に公表するものとする。

(5) 政策研究会は、政務活動費の範囲で活動し、議員派遣等を行わないものとする。

(6) 政策研究会の代表者は、政策研究会の届出事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を議長に届け出るものとする。

(7) 政策研究会は、その活動結果を議長に報告するものとする。

事務事業評価表

別紙No2①

評価対象事務事業名	
委員会論点	事前に分科会で整理

(例)総務文教・環境厚生会分科会では、委員長を除き7人(5点×7人=35点満点)で評価を実施すると想定。(この場合、産業建設分科会は30点満点)↓

★評価は1区分 0～5点の間で採点
(最高評価点:5点)

区 分	No.	評価の視点	評価	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員	G 委員
必要性	1	市民ニーズを的確に把握しているか。 目的に照らして事業の必要性はどうか。	26 — 35	5	4	3	3	2	4	5
妥当性	2	公的関与の範囲は適切であり、市が行うべき事業であるか。	25 — 35	3	4	4	3	4	3	4
効率性・ 費用対効果	3	コストは効率的で費用対効果は高いか。	22 — 35	2	4	3	3	3	4	3
成 果	4	十分成果があらわれているか。	23 — 35	3	4	3	4	3	3	3
			96 — 140	合計						

100点換算	評価基準		評価
68	5	きわめて良好である	100点
	4	良好である	76～99点
	③	おおむね適正である	51～75点
	2	課題がある	26～50点
	1	かなり問題がある	1～25点
	0	不適正である	0点
			3

総合評価	1 拡充 2 現状維持 3 見直しの上継続 4 見直しの上縮小 5 休止・廃止・終了 6 その他()	総合評価結果	
意見 改善点など			

事務事業評価表

別紙No2②

評価対象事務事業名	
-----------	--

委員会論点	事前に分科会で整理
-------	-----------

区 分	No.	評価の視点	評価	評価理由
必要性	1	市民ニーズを的確に把握しているか。 目的に照らして事業の必要性はどうか。	4	← 各区分の評価点数 は委員間の話し合い により、0～5点の間で 決定する。
妥当性	2	公的関与の範囲は適切であり、市が行うべき事業であるか。	5	
効率性・ 費用対効果	3	コストは効率的で費用対効果は高いか。	3	
成 果	4	十分成果があらわれているか。	3	

上記1+2+3+4

合計評価点 (20点満点)	評価基準		評価
15	6 きわめて良好である	20点	4
	5 良好である	16～19点	
	④ おおむね適正である	11～15点	
	3 課題がある	6～10点	
	2 かなり問題がある	1～5点	
	1 不適正である	0点	

総合評価	1 拡充 2 現状維持 3 見直しの上継続 4 見直しの上縮小 5 休止・廃止・終了 6 その他()	総合評価結果	
意見 改善点など			

評価対象事務事業名	
-----------	--

区 分	No.	評価の視点	評価	評価理由
必要性	1	市民ニーズを的確に把握しているか。 目的に照らして事業の必要性はどうか。		
妥当性	2	公的関与の範囲は適切であり、市が行うべき事業であるか。		
効率性	3	事業の手法は適切で、効率的に行われているか。		
費用対効果	4	コストに比して費用対効果は高いか。		
成 果	5	十分成果があらわれているか。		

★評価は○△×を記入

委員会 論 点	事前に分科会で整理
------------	-----------

評価	1 拡充 2 現状維持 3 見直しの上継続 4 見直しの上縮小 5 休止・廃止・終了 6 その他()	評価結果	
意見 改善点など			

議会基本条例運用基準

10 文書質問

条例第 10 条の 2 に規定する文書による質問は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 文書質問は、議会での議論に資するよう一定の事実関係を明確にすることを目的として、会期中・閉会中の状況に応じ、下記のとおり実施する。

	会期中の運用	閉会中の運用
制度根拠	議員の質問権 (会議規則第 62 条)	議会の調査権 (会議規則第 105 条)
実施主体	議員個人	議会（委員会）
実施手続	質問議員が議長に文書質問書を提出し、議長が適当と認めたものについて実施を決定する。	議員発意による場合、議会運営委員会委員長に文書質問書を提出する。委員長は、受理後速やかに会議を招集して取扱いを協議し、議会意思として適当と判断するものについて実施を決定する。なお、常任委員会又は特別委員会により取扱うことが適当と認められる場合は、所管委員会へ委任することができる。 委員会の所管事務調査により行う場合、当該委員会で実施を協議、決定する。なお、委員会条例に基づく出席説明の要求等で対応することを原則とし、文書質問はそれによらない事由がある場合に取扱う。
実施期間	議会期間終了日の翌日から、次の議会期間の開始日の 2 週間前までの間を原則とする。ただし、緊急を要する事案等が生じた場合、議会期間中においても実施する。	閉会中（閉会日の翌日から、次定例会の開会日の 2 週間前までの間）に実施する。
質問回数	議会期間終了日の翌日から、次の議会期間の開始日の 2 週間前までの間において、1 議員 1 回 1 項目を限度とする。緊急を要する事案等が生じ、議会期間中において実施する場合は、議会期間中、1 議員 1 回 1 項目を限度とする。	議員発意による場合、閉会期間中、1 議員 1 回 1 項目を限度とする。

- (2) 質問の範囲は市の一般事務とし、作成は文書質問書様式を用いて行う。
- (3) 文書質問書の送付及び回答は、議長を経て行う。
- (4) 回答期限は 2 週間を基本とする。ただし、内容によっては延長可能とし、議長が決定する。
- (5) 議長は、文書質問書及び文書質問答弁書の写しをその都度各議員に配付するとともに、次の本会議の諸報告で報告を行い、会議録に掲載する。
- (6) 運用基準に定めるもの以外、議長が決定する。

スマート議会について

1 目的について

（１）災害や感染症の蔓延等により、議員が議会棟に参集できない場合に、遠隔地にいても会議を行える議会体制を整備する。

（２）タブレット端末の活用により、議会配付資料等の削減に努め、会議運営や業務の効率化を図る。

2 タブレット端末の選定について

（１）Apple、Windows、android 製品等、多様な機種があり、その中から会議運営に適した製品を選択する。（画面サイズも含む）

3 通信方式について

（１）LTE（主要３キャリア等）と Wi-Fi の場合で利用や費用を検討。

（２）機器購入の場合とリース（保守含む）の場合で比較検討。

4 その他

（システム構成等）

ドコモ 亀岡 6 / 4 聞き取り

iPadpro12.9 256GB 155,300円/台 (他に128GB、1TBあり)

プラン LTE 利用 ギガホ (30GB まで) 6,980円/月

ギガライト (7GB まで) 5,980円/月

ステップ 1

タブレット端末の検討

ステップ 2

タブレット端末の導入

ステップ 3

WEB 会議、ペーパーレス議会の検討

ステップ 4

WEB 会議、ペーパーレスの導入

ゴール

- ・LTE (法人対応) とする。(8割がLTE導入)
- ・試行と位置付ける
試行であり、リースが適している (3年は長いので) 2年間とする

1 年後に検証を始め、それ以降の方式を考える

- iPad とする。
- サイドボックスとする。

G I G Aスクール構想に伴う国庫補助充実に係る意見書（案）

国において進めていただいているG I G Aスクール構想は、子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、事業を実施する地方自治体に対し必要な支援を講じることが示されています。

当初は、5カ年計画で示されていましたが、感染症や災害により休校となった場合でも子どもたちの学びの保障を確保するため、令和元年度補正予算と令和2年度補正予算に端末整備等に係る予算が計上されました。

しかし、本市においては、端末・校内ネットワーク整備に係る財政負担の増加や、今後発生するランニングコスト、I C T教育に係る人材不足、児童生徒の情報モラルやメディアリテラシー等、様々な課題に直面し、対応に苦慮しています。

国におかれては、学校教育のI C T化を国民平等に推進するため、次の事項について特段の措置を講じていただきますよう強く要望いたします。

記

1 ランニングコスト等について

- (1) 端末導入後、毎年費用負担が生じる端末の保守管理や通信費用、保証の経費などのランニングコスト、及び端末更新時の費用について財源措置を講じること。
- (2) 学習用ソフトウェアについて財源措置を講じること。

2 教員サポートの充実について

- (1) I C T支援員の増員等、日常的にI C Tを活用できる体制づくりの推進に向けた財源措置を講じること。
- (2) I C T活用に関する教員研修に要する経費について財源措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年7月 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣	}	宛
--	---	---

亀岡市議会議長 齊藤 一義